

各種奨励金が充実！

『阿武町に定住するあなた』をサポートします

Uターン者が住宅を新築された場合、最大230万円を補助します

阿武町では定住促進事業の一環として、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間、下記のとおり奨励金等の交付制度を実施しています。

問い合わせ 役場まちづくり推進課 ☎08388-2-3111

種 類	交 付 金 額	内 容
Uターン 奨励金	(1) 単身世帯 100,000円 (2) 家族世帯 200,000円	定住意思のある50歳以下の方が、就業の為にUターンされた場合。(ただし山口県内からのUターンは除く。) ※中学生以下1人につき10万円を加算。(上限30万円) (例)家族世帯で、中学生以下3人のお子さん連れの場合は50万円
Iターン 奨励金	(1) 単身世帯 100,000円 (2) 家族世帯 200,000円	定住意思のある方がIターンされた場合。 ※中学生以下1人につき10万円を加算。(上限30万円) (例)家族世帯で、中学生以下3人のお子さん連れの場合は50万円
就業支度金	50,000円	町に住所を有し、定住意思のある方が新卒就業された場合。
結婚祝金	100,000円	町に住所を有し、定住意思のある方が結婚された場合。
出産祝金	(1) 第1子 50,000円 (2) 第2子 100,000円 (3) 第3子以上 200,000円	町に住所を有し、定住意思のある方がお子さんを出産された場合。※第3子以上は一律20万円
住宅取得 補助金	1. 基本補助金 (1) <u>新婚世帯、子育て世帯及びIターン者が新築住宅を取得</u> された場合、補助対象経費の10分の1の額。(100万円が上限) (2) <u>新婚世帯、子育て世帯及びIターン者が中古住宅を取得</u> された場合、補助対象経費の10分の1の額。(20万円が上限) 2. 加算補助金 (1) <u>町内建築業者の施工で新築住宅を取得</u> された場合は、基本補助金に50万円を加算。 (2) <u>町が販売する分譲宅地を購入し住宅を新築</u> された場合は、基本補助金に30万円を加算。	
空き家 リフォーム 補助金	1. リフォーム補助金 町の空き家バンクに登録された物件を、 <u>町内の建築業者の施工により50万円以上のリフォーム</u> を行った場合、補助対象経費の2分の1の額。(50万円が上限) ※外構工事など、住宅本体以外の工事及び備品購入費等は除きます。 2. 不要物の撤去補助金 町の空き家バンクに登録された物件を、 <u>町内の一般廃棄物処理業者に委託して10万円以上の不要物の撤去</u> を行った場合、補助対象経費の2分の1の額。(10万円が上限)	

阿武町こども 医療費助成制度

高校生までの医療費が無料です

阿武町では子育て支援対策の一環として、独自の医療費助成制度を実施しています。

平成29年10月1日から対象者をさらに拡大し、これまでの「中学生まで」から「高校生まで」の医療費自己負担分が無料となりました。

問い合わせ 役場民生課介護福祉係 ☎08388-2-3115

対象者	町内に居住する0歳から高校3年生(18歳到達後の最初の3月31日まで) 所得制限なし(※乳幼児医療等、他制度に該当される方はそちらが優先されます。)
対象期間	平成29年10月1日から平成32年3月31日まで ※中学生までは平成27年4月1日からすでに実施中
申請受付等	※対象者には事前に申請書を送付いたします。 審査決定後、受給者証を送付
手続きに 必要なもの	・申請書 ・印鑑 ・健康保険証(対象者本人のもの) ・課税証明書(阿武町で課税状況を確認できない方のみ)
助成内容	保険診療の自己負担分 ※保険適用外のもの(入院時食事代、薬の容器代等)は対象外

